

愛知県依存症対策関係団体支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月26日規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、県内で依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体とし、代表者を決めていない共同体も含むものとする。

なお、民間団体は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）依存症を抱える当事者やその家族により構成される団体であること。
- （2）愛知県内（名古屋市を除く）に主たる活動拠点を有する団体であること。
- （3）構成員をおおむね5人以上有する団体であること。
ただし、地域の事情によりこれによりがたい場合は、別途、県と協議するものとする。
- （4）補助事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- （5）申請時から遡り、おおむね過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- （6）暴力団員等（愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- （7）暴力団（愛知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者でないこと。
- （8）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が行う次の各号のいずれかに該当する事業を対象とし、補助区分、補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

- （1）ミーティング活動
依存症問題を抱える当事者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動
- （2）情報提供
依存症を抱える当事者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う活動
- （3）普及啓発活動
依存症等に関する普及啓発活動
- （4）相談活動
依存症に関する問題の相談を受ける活動

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表の第1欄に定める区分において、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（選定額）に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付）

第5条 補助金は補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払いにより交付することがある。

2 事業に関する経費の配分は変更してはならないものとする。

3 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により、速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

4 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

（交付申請）

第6条 補助対象団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、事業計画書及び補助金を受けようとする事業年度の収支予算書を添えて、毎年度知事が定める日までに提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 知事は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査した上で補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、不交付の決定を記載した書類により補助金の交付の申請を行った民間団体等に通知するものとする。

（変更の承認等）

第8条 補助対象団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、前項に準じて当該承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象団体は、規則第7条に規定する申請の取下げを行う場合には、その旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、事業完了後1月以内（第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助対象団体に

通知するものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第 1 2 条 補助対象団体は、補助事業の収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理し、補助事業完了後 5 年間これを保存しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 7 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

別表

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
アルコール健康障害に関する問題	1 団体あたり 3 0 0 千円	事業を行うために直接必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
薬物依存症に関する問題			
ギャンブル等依存症に関する問題			